

2020年8月27日

逗子市

逗子市中小企業者等家賃支援給付金及び逗子市事務所等家賃減額助成金を実施します

～国の交付対象とならない中小企業者等、賃貸人に家賃の一部を独自に助成～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した中小企業者及び個人事業者の事業継続を支援するため、事業実施に必要な店舗・事務所等の家賃等の一部を助成します。なお、この助成は、国の家賃支援制度の対象から外れる中小企業者及び個人事業者を支援するものです。

また、逗子市独自の取り組みとして、中小企業者及び個人事業者に対し店舗・事務所の家賃を減額した市内在住及び市内に本店登記をしている賃貸人に対して、減額した家賃等の一部を助成します。

| 事業名 | 逗子市中小企業者等家賃支援給付事業 | 逗子市事務所等家賃減額助成金支給事業 |
|-------|---|--|
| 交付対象者 | 店舗・事務所等を賃借している中小企業者及び個人事業者 | 中小企業者及び個人事業者に対し店舗・事務所等の家賃を減額した市内在住及び市内に本店登記をしている賃貸人 |
| 申請条件 | <p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①令和2年5月から12月の連続する三月の売上高等が前年同月比で20%以上30%未満減少している (他の連続する三月で30%以上減少している者は含みません。)</p> <p>②市内に店舗・事務所等を設置し、事業に供することを主たる目的としてその建物や土地を賃借している (土地のみを賃借している者は除く。)</p> <p>③賃貸人から家賃の減額を受けていない</p> <p>④経済産業省の家賃支援給付金の交付を受けていない</p> | <p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①令和2年5月分から12月分の連続する三月において市内の店舗・事務所等の運営に伴う家賃・地代を25%以上減額している</p> <p>②店舗・事務所等に供することを主たる目的として建物や土地を賃貸している</p> |
| 支給金額 | 一の交付対象者につき20万円 (1ヶ月に支払う店舗・事務所等の | 〇減額している店舗・事務所等が1箇所の場合 |

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| | 家賃等が6万7千円に満たない場合は10万円を支給) | 一の交付対象者につき20万円 (1ヶ月に支払う店舗・事務所等の家賃等が27万円未満の場合は10万円を支給) ○減額している店舗・事務所等が複数箇所ある場合 一の交付対象者につき40万円 (1ヶ月に支払う店舗・事務所等の家賃等の合計が54万円未満の場合は20万円を支給) |
| 申請期間 | 令和2年10月19日(予定)から令和3年1月29日(必着)まで | 令和2年10月19日(予定)から12月28日(必着)まで |
| 予算額(予定) | 24,000千円 | 34,000千円 |

※市議会第3回定例会での補正予算の議決後に正式決定となります。

【付属資料】

資料1：逗子市中小企業者等家賃支援給付事業の概要について

資料2：逗子市事務所等家賃減額助成金支給事業の概要について

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・大野

電話：046-873-1111 内線280・281